

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



売上除外をして調査対象法人の役員らの各預金口座に振り込まれた金員は、事後に役員からの返還債務が発生した場合であっても、当該役員らが現実に取得している限り、役員らの給与に該当するとした事例です。

調査官 調査対象法人の売上への対価である金額が複数の役員名義の預金口座

役員賞与支払の事実の認定

に振り込まれています。これはどういうことですか。

担当者 役員らが廃棄処分予定の〇〇を販売したものであり、役員らには、〇〇の販売代金が当社の売上げになるという認識がありませんでした。

調査官 本件金額は、調査対象法人の〇〇の販売に係る対価で、調査対象法人に帰属すべき資産であるにもかかわらず、役員らが管理して生活口座等として自由に利用し、各事業年度の貸借対照表の預金勘定に計上されていない各預金口座に振り込まれ、役員らが任意に処分できる状態になったことからすれば、本件金額は役員らが、調査対象法人の事業活動を通じて得た利得であり、各預金口座に振り込まれた時点で役員に帰属したと言え、その利得は法人の代表者等がその地位及び権限に対して受けた給与であると認められます。

法律的にも、法人の代表者等が法人経営の実権を掌握し、法人を実質的に支配している事情がある場合には、法人の代表者等が当該法人の事業活動を通じて得た利得は、給与支出の外形を有しない利得であっても、それが法人の資産から支出されたと認められる場

合には、その利得は、法人の代表者等がその地位及び権限に対して受けた給与等であると解されます。

担当者 法人の代表者等が法人経営の実権を掌握し、法人を実質的に支配していると言う証拠はあるのですか。

調査官 役員らは、調査対象法人の株式の3分の1ずつを保有し、臨時株主総会議事録に示されているように、役員らの決議の下に経営方針が決定運営されており、役員らが法人経営の実権を掌握し、法人を支配していることは明白です。

担当者 当社では、〇〇の販売の事実が判明した際に、関与税理士の事務所において株主総会を開き、役員らの〇〇の売上げは、当社へ返金する旨決議をしています。このことからすると、各金額は当社の意思決定の下に役員らへ支給されたとは言えません。

従って、給与には該当しないと思います。

調査官 しかし、所得税法では、納税者の認識にかかわらず、飽くまで事実として発生した経済的利益状態に着目して、これを所得として課税対象としているところ、本件金額が、各預金口座に振り込まれた時点で役員らに対す

る給与に該当するのは当然であり、役員らの認識の有無が判断を左右するものではありません。

また、たとえ経済的利益の原因となった事柄につき、事後に返還債務が発生した場合であっても、現実に経済的利益を取得した限り、その時点で給与に該当すべきであるから、この点に関する調査対象法人の主張は採用できません。

後日、この案件は国税不服審判所で審査請求となりましたが、国税当局の主張どおりの裁決結果となりました。



イラスト 渡辺 正義